

平成27年2月2日
大阪府総務部契約局

昇降機設備の保守点検業務（POG方式）における
低入札価格調査制度導入の見直しについて

1 対象業務

昇降機設備の保守点検業務 競争入札参加資格者名簿の「エレベータ設備」（010）

2 低入札価格調査制度の見直し

平成25年度及び平成26年度の低入札調査ヒアリングの結果、問題なく履行できることを確認したため、平成27年度早期発注分より低入札価格調査制度の対象外とします。

3 低入札価格調査制度導入後の入札実績（平成25年度・平成26年度）

年度	低入札価格調査制度を導入した入札件数	うち、調査件数	調査の結果「適」と判定した件数	調査案件の落札率（平均落札率）
平成25年度	18件	18件	18件	30.06%～54.61% (41.01%)
平成26年度	14件	12件	12件	24.55%～39.41% (34.42%)

4 低入札価格調査制度の見直し理由

(1) 低入札価格調査対象となった30件すべての業者への調査（調査資料及び事情聴取）の結果、低価格受注による業務の品質低下（安全管理意識の低下）、低賃金等労働者へのしわ寄せなどの想定した問題が生じるおそれはなかった。

(2) 低入札価格調査を経て契約締結した30件のEV点検現場においては、

- ・業務責任者には、EV点検に係る有資格者を充てる。
- ・点検作業中は業務責任者は常駐し、腕章等により責任者であることを明らかにする。
- ・作業員は名札等を着用し、事前に届出をされた者であるかを名札と届出書により発注担当者から確認を受ける。

等を徹底し、低価格受注による業務の品質低下（安全管理意識の低下）については、認められない。

5 実施時期

平成27年2月16日以降の平成27年度早期発注分より実施

（問い合わせ先）

大阪府総務部契約局総務委託物品課
委託役務グループ

電話 直通 06-6944-6270